

スクールソーシャルワーカーに求められている役割

—スクールソーシャルワーカーへの依頼内容の分析からの検討—

新保 祐光・笠井穂乃香

要旨 本論では、スクールソーシャルワーカーがどのような役割を求められているのかを検討した。分析対象はSSW 1名が2年間で関わった全51事例とした。分析は、山野のスクールソーシャルワークの「3つのレベルにおけるマネジメントと相互作用」(2006)を参考に、依頼の分類と、依頼時のマイクロレベルの繋がりから検討した。

その結果SSWには、①何が問題かはっきりしておらず、生活を全体的な視点から検討しその問題を明らかにする。②繋がりの方が悪い改善する。③子どもまたは保護者の問題意識や動機づけをおこなう、という3つの役割が求められていることが明らかになった。

I. はじめに

学校におけるいじめの認知件数は、2016年度の323,143件から2019年度の612,496件と4年間で倍近く増えている。また不登校者も255,794人と2012年度から右肩上がり増加している(文部科学省2020)。さらに子どもの家庭環境も、貧困率が13.5%(厚生労働省2019)と高いことや、虐待の対応件数も2019年度は193,780件(厚生労働省2019)と過去最多であり、子どもへの支援の必要性は高まっている。

このような背景のなかで、2008年度にスクールソーシャルワーク事業が開始され、10年後の2017年には学校教育法のなかで学校職員として位置づけられることとなった¹⁾。これはスクールソーシャルワーカー(School Social Worker: 以下SSW)の10年間の努力の結果、学校でのSSWの支援の有用性が示された結果といえよう。

しかしながらSSWは教育機関という福祉的機能が中心でない機関に所属しており、かつ学校に位

置づけられて歴史も浅い。くわえて子どもを取り巻く環境が厳しくなるなかで、それに対応してSSWへのニーズはより高まり、また変化すると考えられる。そのためSSWの役割を、子どものいる家庭、および学校関係者により理解してもらう必要がある。そこで本論では、SSWに求められている役割について、SSWに対する依頼内容を詳細に検討することで明らかにしていく。

II. 本研究の目的と対象

1) SSWの職務内容

SSWがどのような実践をしているかについては、門田(1999)がシステム論の視点から、①家庭や学校における人と環境間の相互作用に介入するマイクロシステム、②家庭と学校、コミュニティの連携に介入するメゾシステム、③近隣やコミュニティに介入するエクソシステム、④国家価値、立法、政策、文化に介入するマクロシステムに分類している。この分類や山下(2003)を参考に、山野(2006: 28)はマネジメントと相互作用という視点から、①個別事例へのアプローチとしてのマイクロ領域、②校内体制づくりとしてのメゾレベル、③地域レベルでの連携、協働としてのマクロレバ

ルに分類し、それぞれのシステムの相互性を示している。宮之原（2014）は山野の分類にくわえ、派遣型と配置型、公立と私立における機能の違いに言及している。大塚（2017: 50）は、活動領域としてのミクロ、メゾ、マクロの分類にくわえ、アウトリーチ機能を中心に派遣型と配置型のSSWの活動の違いを示している。

文部科学省によるスクールソーシャルワーカー活用事業（2008）では、SSWの職務について①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け、②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、③学校内におけるチーム体制の構築、④支援保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供、⑤教職員等への研修活動等の5つを示している。その後2017年の「教育相談等に関する調査研究協力者会議」報告書（文科省 2017）のなかでは、SSWの職務内容について、下記のように示している。

＊SSWの職務内容

- ①不登校、いじめ等の未然防止、早期発見及び支援・対応等
 - (ア) 地方自治体アセスメントと教育委員会への働き掛け
 - (イ) 学校アセスメントと学校への働き掛け
 - (ウ) 児童生徒及び保護者からの相談対応（ケースアセスメントと事案への働き掛け）
 - (エ) 地域アセスメントと関係機関・地域への働き掛け
- ②不登校、いじめ等を学校として認知した場合又はその疑いが生じた場合、災害等が発生した際の援助
 - (ア) 児童生徒及び保護者との面談及びアセスメントから見直しまで
 - (イ) 事案に対する学校内連携・支援チーム体制の構築・支援
 - (ウ) 自治体における体制づくりへの働き掛け

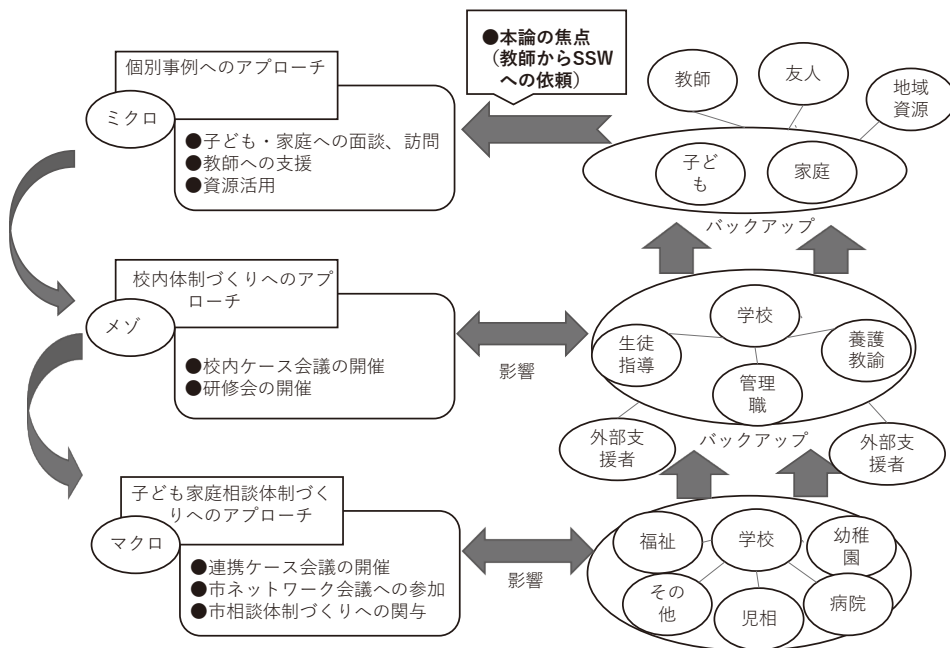


図 1：3つのレベルにおけるマネジメントと相互作用における本論の焦点

出典：山野則子（2006）「子ども家庭相談体制におけるスクールソーシャルワーク構築—教育行政とのコラボレーション」『ソーシャルワーク研究』Vol.32, No.2, 28頁を一部修正

出典：文部科学省・教育相談等に関する調査研究協力者会議「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～」p.11-14を参考に筆者作成
https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/07/27/1381051_2.pdf：2020年10月30日参照。

このようにみていくとSSWの職務内容に関しては、研究の流れとしても行政機関の指針としても、SSWの所属の仕方やどこに重きを置くかの違いはあるが、支援だけでなく予防も含めた視野からみた山野（2006）のモデル（図1）が現在のスタンダードといえよう。つまりSSWの職務内容とは、個別事例の対応（マイクロレベル）を起点とし、学校の体制作り（メゾレベル）、地域のネットワークづくり（マクロレベル）と3つのレベルにアプローチする。そこで作られた連携システムのバックアップを受けながら、個別の支援をよりよくおこなうために、その都度マイクロ、メゾ、マクロのそれぞれのシステム内、また3つのシステムの相互作用を調整していく。このプロセスのなかで、すでにある事例だけでなく、問題の予防や早期発見も行うことといえる。

2) 本研究の目的と対象

学校で教育の中心的な役割をし、子どもたちに関わる機会の多い教員との連携は重要な課題である（大塚2017：51、鈴木 2018）。それは図1のマイクロレベルの問題だけでなく、メゾ、マクロレベルにも大きく影響する。しかしながら佐藤ら（2010）の調査では、教員がSSWの職務内容を知っているが25%（N=160）、その後の白旗ら（2015）の調査でも、教員の6割（N=197）が、SSWの具体的な業務をイメージできていなかったという結果が出ている。連携をしていくうえで、SSWの職務内容の理解をより深める必要があることが示されている。

そのためSSWはどのような実践をしているかを少しずつ積み上げて、整理し、発信していく必要がある。とくに学校というフィールドは、すべての児童を対象とできることを特徴としており、よ

り多くの教員がSSWの業務を理解することで、より多くの児童を支援することを可能にする。

SSWの業務を理解する方法のひとつとして本研究では、SSWはどのような依頼に対応しているかに焦点を当てる（図1）。依頼は図1の個別支援の起点であるが、これまでの支援において形成され、蓄積されたマクロ、メゾのネットワークと循環する点でもある。

そのため、子どもを取り巻く環境や教育機関の支援の変化をふまえた、実際にSSWが実践の場とする教育機関でその中心的な業務を行っている教員がSSWに求めていることを明らかにすることが出来る。これが本論の目的である。それに対してSSWは何が出来るか、または出来ないかを教員をはじめとした関係者に伝えることで相互理解が深まり、図1のメゾ、マクロシステムにおける教員、及び組織間連携の循環をより有機的に深めることが可能になると考える。これが本論の意義である。

当然、依頼というのはSSWの業務のすべてではない。教育関連機関の特性なども踏まえれば、教育と福祉のつなぎ役や、より有機的な組織形成、啓発活動等のメゾ、マクロレベルの実践も重要である。また大塚（2017）が指摘するように、依頼ではなく積極的にSSWが発見機能を担うアウトリーチも重要である。ただし教員との理解を深めることを目的とするのであれば、教員のニーズを起点に検討することも有用な方法のひとつであると考ええる。

Ⅲ. 教員のSSWに関するニーズに関わる先行研究

日本における教員に対するSSWに関するニーズ調査に関しては、山野（2008）、佐藤ら（2010）、白旗ら（2015）がある。

山野はスクールソーシャルワークの援助の領域として、当事者の利用希望と専門家の判断の必要性という2軸から4つの象限を作り、当事者が利用を希望し、専門家の判断を必要とする第1象限を契約サービス（例：相談関係の成立する不登校

相談等)、当事者が利用を希望し、専門家の判断を必要としない第2象限を自発的サービス(例:自主グループ支援)、当事者が利用を希望せず、専門家の判断も必要としない第3象限を啓発・予防(事例検討会、研修等)、当事者は利用を希望しないが専門家の判断を必要とする第4象限の介入サービス(虐待、非行などのモチベーションのない相談)に分類している。そのうえで山野は、教員の困り感について、当事者は利用を希望しないが専門家の判断を必要とする介入サービスに集中しているとしている(山野 2015: 38)。

佐藤ら(2010)の調査では、SSWに対する教員のニーズは保護者への社会資源の紹介や、支援のための社会資源の紹介が上位であり、反対に家庭と学校間の連絡調整はあまり選択されていなかった。白旗ら(2015)の調査では、発達障害を持つ子どもの増加や家庭環境の格差の拡大を背景に、教員が従来と異なる家庭への対応が必要となり、SSWの専門的な視点、立場から、家庭へのアプローチを求めている。

佐藤ら(2010)の調査は2009年の実施であり、まだSSW活用事業が始まったばかりであった。またいじめ、不登校の数も、現在よりもかなり少なかったこともあり、SSWは特別な福祉制度が必要とする対象に社会資源を紹介するイメージであったのであろう。白旗ら(2015)の調査は2012年であり、SSWの職務に対する理解の高まりと不登校や貧困家庭の増加の影響を受けた結果、SSWの家庭への直接的な関わりが求められるように変わったと考えられる。佐藤らと白旗らの調査の間隔は3年ではあるが、SSWの活動実績による教員の理解と子どもを取り巻く社会環境の急激な変化は、教員のSSWに対するニーズにも影響し、変化をもたらしていると考えられる。

現在、白旗らの調査から8年がたっており、この間SSWは学校職員として位置づけられ、配置人数も増えている。同時に子どもたちの取り巻く環境は、はじめにでみてきたようにここ数年でより厳しくなっている。教員のSSWに対するニーズもこれらの影響を受け、変わってきていると考

えるべきであろう。

IV. 研究方法

1) 分析枠組み

本論の対象でも述べたように、SSWの職務内容に関しては山野の「3つのレベルにおけるマネジメントと相互作用」の枠組みを用いる。そのうえで、先行研究でもみたように、現場では事例を積み重ねることで図1のモデルの循環が進んでおり、教員のSSWに対する理解の深まりや、連携する環境は整えられてきている。つまり事例の積み重ねによって図1のシステムのメゾ、マクロのネットワークの形成、良循環がすすんでいると考えられる。

そのため本論では、現在求められている役割を分析するにあたり、ミクロレベルに焦点を当て、依頼があった事例はどんな問題解決を求められていて、その事例では子どもと家庭(保護者)は、学校や社会資源との繋がりがどのような状況か(図1、右側上段)をみていく。繋がりについては図1では友人もあげられているが、インフォーマルな社会資源は友人以外にも考えられ、友人に限定して良いのかということに疑義があることと、不登校の子どもに関してはSNS上の友人の影響も多く、友人の概念が事例ごとに統一されているとはいえないため、均一のデータがとれていない可能性もあるため、本論ではフォーマルな社会資源の繋がりのみに限定する。

2) 研究方法

①分析対象

1名のSSWが2年間で関わった依頼内容の全数の51例を検討する。なおそのSSWは派遣型のSSWである。依頼は、学校から所属する教育委員会に依頼があり、そこで受理されたものがSSWの組織に降りてきて、SSW組織内で担当を決める。

なお依頼内容の全数を検討するが、割合や数については検討していない。これは本論の目的

が、SSWに求められる役割を明らかにすることであり、たとえ1例でも依頼があれば、SSWに求められる役割だと認められるためである。

②依頼内容の整理

対応した事例の依頼内容を整理する。整理については、解決が求められている具体的問題について整理した。

③繋がり状況

教員からSSWに依頼のあった段階における、子ども、保護者が学校や社会資源との繋がり状況について整理し、図として作成する。図は全体的な傾向を見るため、すべてひとつの図として表す。

3) 倫理的配慮

本研究では個人が特定されないための配慮として、データをストーリーとして扱うのではなく、依頼の内容と依頼時の繋がり限定した。記述にあたっては個別化が困難なように依頼の中心となる問題を抽象的に記述した。またV.結果の記述に関しても、すべてのデータをまとめて記述することで、個別事例の特定化に繋がらないよう配慮している。さらに依頼の個人が特定される恐れのある氏名や性別、年齢、学校の種別などは記述しない。

本論の目的が教員の相談ニーズを明らかにするという意図であるため、以上の記述への配慮を行ったとしても、分析対象としてのデータの意義は損なわれまいと判断する。

V. 結果

1) 依頼内容の整理

依頼内容については、児童が登校できている場合と、学校に登校できていない場合に分けられた。整理したものを下記に示す。

* SSWへの依頼内容

①学校に登校できている

- ・学校・教室に入れない（固まってしまう、

泣いて抵抗する）

- ・学校・教室から飛び出していく。落ち着いて授業を受けられない。
- ・対人トラブル（児童生徒、教員への暴力・暴言）
- ・ネグレクトの疑いあり（学用品がそろわない、着衣や頭髪の汚れ）
- ・納入金の未納

②学校に登校できていない

- ・学校に行きたいのに行かない（漠然とした不安・恐怖感）
- ・病欠、予防のための欠席が多い（過保護、代理ミュンヒハウゼン等の関わりも含む）
- ・親子ともに登校意欲が低い
- ・家庭と連絡が取れない、安否確認すら出来ない

依頼内容から分かるように、貧困、一人親家庭、虐待、配偶者間暴力、非行、発達障害、いじめなど、現在社会的にも問題となっている課題についての依頼は、依頼時点ではそれほど多くない。②の登校できていないケースのなかで、結果としてこれらが原因であることは少なくないが、はじめからいじめや身体的虐待、極端な貧困などは、すでに専門機関に教員が繋がっていることがほとんどであった。特に学校に来られている場合には、何らかの対応をすでに学校でおこなっていることがほとんどである。

これはいじめであれば、いじめ防止対策推進法、それに関連する指針やガイドラインも整えられ（文部科学省 2020）、教員、警察などもきちんと対応できるようになって来たことがその理由としてあげられる。発達障害に関しても、教員の研修等での知識の獲得、支援専門機関が多く出来てきたこととも関連していると考えられる。貧困であれば、生活保護だけでなく、そこまで行かないが生活が苦しい場合の子ども食堂、それを運営する子どもの貧困を支援する団体などが出来てきた、さらに相対的貧困の見方などを教員が学んでいることも大きいであろう。

佐藤ら（2010）の調査では、このような専門機関への繋ぎを教員はSSWに求めていたことを考えると、これを教員が出来るようになった背景には、ここまでのSSWの実践の積み重ねによって、社会資源との関係づくりや、知識、情報などの共有などによって、メゾ、マクロの環境が整えられてきたことも要因として考えられる。

そのためSSWへの依頼は、登校しているにしてもしていないにしても、適切な専門機関が分からない、または専門機関につないでみたが、まだ何かしらの課題があり解決しない課題があるものがSSWへ依頼されていることが分かった。

2) 依頼時点の繋がりについて

依頼時点での繋がりについて、子どもと学校の繋がりを図2、保護者と学校の繋がりを図3、家庭と専門機関の繋がりを図4としてまとめた。

この図2、図3、図4を見ると、学校にも社会資源にも全くつながっておらず、安否確認すら出来ない事例がある。これは教員の対応できる範囲を超えており、SSW、場合によっては警察や大家、近隣などの協力も必要な事例であろう。

また図2、図3、図4を見ると、まったく繋がりのない依頼よりも、何らかの繋がりがある依頼も多い。ただしその繋がりのなかには必ずしも支援に効果的な繋がりばかりでなく、消極的、批判的な繋がりもある。そのような繋がりだとしても、会えなくても電話で話すことは出来る、郵送での

課題のやりとりなら出来るというような、なんとか繋がろうとする、または繋がりを強くしようとする教員の努力の過程での依頼もある。

反対に登校も出来て、保護者との関係も協力的で、社会資源にも繋がっているにもかかわらず、依頼がある事例もある。これは繋がりの不調だけでみていくことの限界を示している。

VI. 考察

依頼内容と図2、図3、図4を合わせて考えると、依頼は大きく分けて3つに分けられる。1つ目は、何が問題なのかまだ分からないパターンである。全く連絡が取れない事例がこの典型的なパターンである。それにくわえて、専門機関等につなげて何らかの理由で問題が解決しない事例も含まれる。メンタルヘルスや、発達障害の専門機関に相談したが、それでもまだ、教室にいられない等の状況がある事例である。

繋がりが全くない場合は、関係者と連携してのリーチアウトが求められる。また専門的な支援が行われても何らかの問題がある場合は、生活を全体的にシステムと捉えるなかでの不調和や課題といった視点からみていくSSWの視点が有効な場合も少なくない。そういった意味では、何が問題か分かっていない事例は、SSWの専門性の活かせる依頼である。

2つめは、繋がりはあってもその繋がりが、良

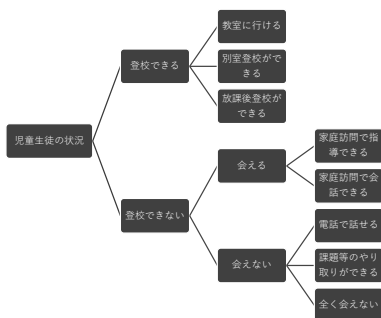


図2：子どもと学校の繋がり

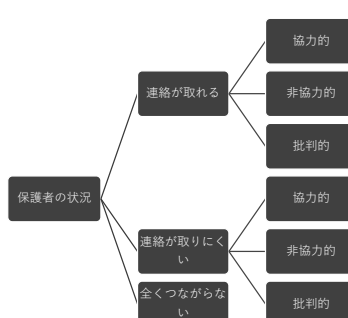


図3：保護者と学校の繋がり

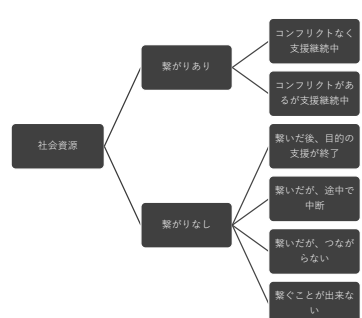


図4：家庭と社会資源の繋がり

筆者作成

循環ではなく悪循環、または途切れがちな繋がりの場合である。この場合は専門機関の支援の効果が上がらないため、結果として教室にいることが出来ない、または不登校となる。この場合はその繋がりが改善するような関わり、連携、調整、代弁などが有効であり、これもまたSSWの専門性が活かせる依頼であろう。

この繋がりを評価した際に、必要な専門機関との連携はあるが、効果が出るまでに時間が必要な場合もある。この場合には、専門機関との連携を深めながら必要となる時間の経過を待つことも必要となる。ただ待つだけでなく、可能な限りよい状況が作れるよう、保健室やピアグループなどの人的資源を使うことで対応することもある。これもSSWの連携、調整といった専門性を踏まえた依頼といえよう。

3つめは、当事者の問題の明確化と動機づけが必要な事例である。子どもは登校をされていて、保護者も協力的であるにもかかわらず、依頼があった事例がこれに当てはまる。教員は課題と感じているが、当事者に困り感がない事例である。この場合には、当事者自らが解決の主体者として問題を認識し、解決しようとする動機づけを行うような関わりをする必要がある。問題解決アプローチ等が有効な対象であり、これもSSWの専門性を活かせる依頼であろう。

Ⅶ. おわりに

SSWの依頼を分析した結果、SSWに求められている役割として、①何が問題かはっきりしておらず、生活を全体的な視点から見ることでその問題を明らかにする。②学校や社会資源との繋がりはあるが、その繋がりの状況が悪いため繋がりを改善する。③子どもまたは保護者の問題意識や動機づけが低い、またはないため、問題意識や動機づけを行うことという3つに類型化できることが明らかとなった。

ただし本研究は一機関の一職員が受けた依頼を検討したのみであり、対象数が少なく、また特定

の機関という偏りもある。汎化していくためにはより多くの依頼を検証することが必要である。また、この結果を教員等の関係者に確認するなど、トライアングレーションも必要である。このように本論で得られた結論は、今後よりブラッシュアップが求められる。

しかしながら本論の結論は、教員の依頼内容とSSWの専門性が一致してきていることを示しており、教員のSSWに対する理解が深まっていることも示している。教員とSSWの連携、協働がよりすすんでいくことが期待される。

注

- 1) 学校教育法施行規則、第四節、第六十五条の三

参考文献

- 門田光司 (1999) 「わが国での学校ソーシャルワーク機能の必要性について」『社会福祉学』第40巻1号, 58-76頁
- 厚生労働省 (2019) 「各種世帯の所得の状況」『2019年 国民生活基礎調査』
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa19/dl/03.pdf>. 2020年10月30日参照
- 厚生労働省 (2019) 「児童相談所での児童虐待の相談件数とその推移」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11901000/000533886.pdf>. 2020年10月30日参照
- 宮之原弘 (2014) 「日本におけるスクールソーシャルワークの誕生と展開」名古屋大学博士論文.
[file:///C:/Users/rokut/Downloads/k10383_thesis%20\(6\).pdf](file:///C:/Users/rokut/Downloads/k10383_thesis%20(6).pdf). 2020年10月30日参照
- 文部科学省 「いじめの問題に対する施策」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm. 2020年10月30日参照
- 文部科学省初等中等教育局 「令和元年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」
https://www.mext.go.jp/content/20201015-mext_jidou02-100002753_01.pdf. 2020年10月30日参照
- 大塚美和子 (2017) 「スクールソーシャルワークの実践的展開 (1) ケースの発見と情報収集」『ソーシャルワーク研究』 Vol.43. No.1. 50-56頁

- 大塚美和子 (2019) 「チーム学校におけるスクールソーシャルワークの専門性—教員を対象とした意識調査を通して—」『神戸学院総合リハビリテーション研究』第14巻第2号, 9-20頁.
- 佐藤広崇・金子智栄子 「学校現場に求められる援助について—スクールソーシャルワーカーに期待される役割と課題—」『文京学院大学人間学部研究紀要』Vol.12, 223-236頁.
- 白旗希実子・丸山和昭 (2015) 「教員のスクールソーシャルワーカーに対するニーズ調査」『東北公益文科大学総合研究論集』第27号, 43-63頁.
- 鈴木庸裕編 (2015) 『スクールソーシャルワーカーの学校理解—子どもの福祉の発展を目指して—』ミネルヴァ書房.
- 鈴木庸裕 (2018) 「教育と福祉の橋渡し」『学校でソーシャルワークをすること』学事出版, 11-40頁.
- 山野則子 (2006) 「子ども家庭相談体制におけるスクールソーシャルワーク構築—教育行政とのコラボレーション」『ソーシャルワーク研究』Vol.32, No2, 25-31頁
- 山野則子 (2015) 「今なぜスクールソーシャルワークなのか」『エビデンスに基づく効果的なスクールソーシャルワーク—現場で使える教育行政との協働プログラム』明石書店, 34-41.
- 山下英三郎 (2003) 『スクールソーシャルワーカー—学校における新たな子ども支援システム』学苑社.